実施計画事業計画調書(令和5~7年度) (兼) 令和3年度事務事業評価書

<u> </u>	尹未可四嗣青(卫仙り~(十戌) (ポ)		戈尹伤尹未計 Ш首				
事務事業名	a 地籍調査事業		国土調査法、地 とともに、土地の て、法務局・税務		程準則に基づき、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目を調査する 測量し、その成果である地籍図と地籍簿を土地所有者の閲覧と県の認証を経 。	目標指標名	地籍調査面積
基本目標	Ⅳ 安らぎと利便性が高いまちづくり	事業の概要				数値目標	28. 17km²
基本施策	1 土地利用					数値目標以外	L Company of the Comp
個別施策	3 地籍調査の推進					日际胆异山	茨城県第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、令和7年度までの調査面積で考える。
担当課	都市建設部 地籍調査課	性質別	任意的事業	根拠法令等		の考え方	
区分	継続 事業期間 平成	6 年 ~	年				

	Δ∓n (令和4年度 事業内容			令和5~7年度 事業計画									
	令和3年度 事務事業実績				令和5年度				6年度	令和7年度				
	上記「事業の概 り実施した。	上記「事業の概要」の記載の内容を下記のとお り実施予定とする。						上記「事業の概 り実施予定とする)記載の内容を下記のとお	上記「事業の概要」の記載の内容を下記のとおり実施予定とする。				
	・大津・平潟地区 の各一部) 実測面	・平潟〔Ⅱ〕地区(平潟町の一部)実測面積0.57 k㎡の認証請求			・日棚〔IV〕地区(中郷町日棚の一部)実測面積 0.68k㎡の認証請求			・日棚・松井地区 一部)0.85kmの認		・上小津田〔Ⅰ〕地区(華川町上小津田、華川町 下小津田の各一部)0.71k㎡の認証請求				
事業内容及び現状 /事業計画	·平潟〔Ⅱ〕地区	・日棚〔IV〕地区(中郷町日棚の一部)0.66km の 測量			・日棚・松井地区(中郷町日棚、中郷町松井の各 一部)0.85kmの測量			・上小津田〔I〕 下小津田の各一部		・小豆畑 [I] 地区(華川町小豆畑の一部)0.73 kmの測量				
	・日棚〔IV〕地区 現地調査	・日棚・松井地区(中郷町日棚、中郷町松井の各 一部)0.85kmの現地調査			・上小津田〔Ⅰ〕地区(華川町上小津田、華川町 下小津田の各一部)0.71kmの現地調査			・小豆畑〔I〕地 屋の現地調査	副町小豆畑の一部)0.73	・富士ケ丘・上小津田地区(関本町富士ケ丘、華 川町上小津田の各一部)0.89kmの現地調査				
指標の年度ごと目標値等	₽ 0. 66km²		0. 85km²			0. 71km²				73km²	0. 89km²			
事業の優先度						A+								
	決算額	国補	予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
		県補 21,777千円		県補	20,250千円		県補	22, 200千円		県補	22,200千円		県補	22,200千円
事業費	47,656千円	市債	35,047千円	市債		43,041千円	市債		43,041千円	市債		43, 04	1千円 市債	
		他収入 221千円		他収入	180千円		他収入	180千円		他収入	180千円		他収入	180千円
		一財 25,658千円	II I	一財	14,617千円		一財	20,661千円		一財	20,661千円		一財	20,661千円

	令和3年度 事務事業評価	令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	0. 66km²		令和5年度に向けた改善の取組	二次評価(企画政策課記入欄)						
	総合評価	A+	前述のとおり、当事業を完了させるためには多 大な時間を要することになるため、迅速かつ効率	事業の方向性		財源について		備考		
	平成6年度から事業を開始し、令和3年度 出まで完了した。当事業は土地取引の円滑 界に関する紛争の防止及び公共事業の期間 化が促進でき、課税の公平性を図ることか る。しかし、事業の進捗状況で見ると、整 面積115.35kmの僅か21.66%の整備率であ 続き事業を推進していく必要がある。 また、調査の性質上多くの時間を要する 今後の課題となる。	期間の短縮 とができ 、整備計画 ごあり、引き	的な実施を図り、国土調査法等の改正に基づき、	新規採択		拡大				
			新たな調査手続きの活用や、地域の特性に応じた 効率的な調査手法の導入等を検討することとす る。	現状維持	0	計画通り	0			
				見直して継続		削減				
			l l -	拡充						
				改善						
事務事業の評価・課題				縮小						
				統合						
				休止・廃止						
				不採択						
								<u> </u>		

【令和3年度における事業の総合評価】 必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	0
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。(客観的にそのことがわかる資料があること)	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	
	·
有効性	10
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	
適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	0
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法(広報等)で周知し、透明化が図られている。	
効率性	0
★経費を削減できる余地のない事業である(仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす)。 ■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している(実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている)。	
■他に収入を確保できる余地がない(補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている)。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	
■四 ボールが犬心りのず未く病のりのではなく、他のず未とがロッのことは無して。	
総合評価 A+	
【	
令和 5 年度の事業の優先度	